

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料

■適合性判定の申請手数料

適合性判定建築物単位により次の表(1)から表(3)に係るものを合計した額となります。

(1) 申請手数料

戸 数 区 分		評価方法		
		建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	左記以外の場合
一戸建ての住宅		19,100	27,000	37,100
共同住宅等	1戸	19,100	27,000	37,100
	2～5戸	35,900	53,900	74,900
	6～10戸	51,900	75,800	105,400
	11～25戸	74,600	108,300	148,300
	26～50戸	112,600	157,900	213,000
	51～100戸	170,300	230,700	305,200
	101～200戸	242,600	318,500	413,500
	201～300戸	313,400	415,400	542,100
301戸～		356,500	481,900	636,500

住宅の用途に供する共用の部分

面 積 区 分	
～300㎡以内	118,500
300㎡超～1,000㎡以内	149,700
1,000㎡超～2,000㎡以内	195,500
2,000㎡超～5,000㎡以内	304,500
5,000㎡超～10,000㎡以内	390,900
10,000㎡超～25,000㎡以内	467,200
25,000㎡超～	544,200

非住宅

面 積 区 分	評価方法		建築物の用途が工場、倉庫その他市長が定めるものである場合
	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	左記以外の場合	
～300㎡	95,000	248,400	47,500
300㎡超～1,000㎡	121,000	311,200	60,500
1,000㎡超～2,000㎡	159,300	401,800	79,600
2,000㎡超～5,000㎡	257,900	573,400	128,900
5,000㎡超～10,000㎡	336,800	706,300	168,400
10,000㎡超～25,000㎡	404,700	834,900	202,300
25,000㎡超～	474,800	952,400	237,400

(2) 変更申請手数料

住宅

単位：円

戸数区分		評価方法		
		建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	左記以外の場合
一戸建ての住宅		10,100	14,100	19,200
共同住宅等	1戸	10,100	14,100	19,200
	2～5戸	19,000	27,900	38,500
	6～10戸	27,700	39,600	54,500
	11～25戸	40,200	57,000	77,100
	26～50戸	61,300	83,800	111,400
	51～100戸	93,900	123,900	161,300
	101～200戸	135,200	172,700	220,600
	201～300戸	174,200	224,700	288,500
	301戸～	197,000	259,100	336,900

住宅の用途に供する共用の部分

単位：円

面積区分	
～300㎡以内	60,300
300㎡超～1,000㎡以内	76,600
1,000㎡超～2,000㎡以内	100,700
2,000㎡超～5,000㎡以内	161,000
5,000㎡超～10,000㎡以内	209,300
10,000㎡超～25,000㎡以内	251,100
25,000㎡超～	293,900

非住宅

面積区分	評価方法		建築物の用途が工場、倉庫その他市長が定めるものである場合
	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	左記以外の場合	
～300㎡	48,600	125,200	24,300
300㎡超～1,000㎡	62,300	157,400	31,100
1,000㎡超～2,000㎡	82,600	203,800	41,300
2,000㎡超～5,000㎡	137,700	295,500	68,800
5,000㎡超～10,000㎡	182,300	367,100	91,100
10,000㎡超～25,000㎡	219,900	435,000	109,900
25,000㎡超～	259,300	498,200	129,600

(3) 軽微変更該当証明申請手数料

住宅

単位：円

戸数区分		評価方法		
		建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	左記以外の場合
一戸建ての住宅		5,000	7,000	9,600
共同住宅等	1戸	5,000	7,000	9,600
	2～5戸	9,500	13,900	19,200
	6～10戸	13,800	19,800	27,200
	11～25戸	20,100	28,500	38,500
	26～50戸	30,600	41,900	55,700
	51～100戸	46,900	61,900	80,600
	101～200戸	67,600	86,300	110,300
	201～300戸	87,100	112,300	144,200
	301戸～	98,500	129,500	168,400

住宅の用途に供する共用の部分

単位：円

面積区分	
～300㎡以内	30,100
300㎡超～1,000㎡以内	38,300
1,000㎡超～2,000㎡以内	50,300
2,000㎡超～5,000㎡以内	80,500
5,000㎡超～10,000㎡以内	104,600
10,000㎡超～25,000㎡以内	125,500
25,000㎡超～	146,900

非住宅

面積区分	評価方法		建築物の用途が工場、倉庫その他市長が定めるものである場合
	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合	左記以外の場合	
～300㎡	24,300	62,600	12,100
300㎡超～1,000㎡	31,100	78,700	15,500
1,000㎡超～2,000㎡	41,300	101,900	20,600
2,000㎡超～5,000㎡	68,800	147,700	34,400
5,000㎡超～10,000㎡	91,100	183,500	45,500
10,000㎡超～25,000㎡	109,900	217,500	54,900
25,000㎡超～	129,600	249,100	64,800

■性能向上計画認定申請手数料

認定建築物単位により次の表 1 から表 3 を組み合わせて算定してください。

認 定 建 築 物 単 位	適 用
一戸建ての住宅・長屋	(表 1)
共同住宅の住戸（変更認定に限る）	(表 1)
共同住宅の住棟	(表 1) + (表 2)
住宅と非住宅の複合建築物	(表 1) + (表 2) + (表 3)
非住宅建築物	(表 3)

- ・「計画適合性確認機関」は登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査に適合したもの。
- ・建築物省エネ法第 30 条第 2 項に基づき、建築基準法第 6 条の審査を行う場合は、確認審査手数料を加算する。

表 1 住宅又は住宅の部分 単位：円

戸 数 区 分		認 定	変更認定	軽微変更証明
		上段：計画適合性確認機関の審査を経る場合等		
		下段左：誘導仕様基準、下段中：仕様基準・計算併用、下段右：標準計算法		
一戸建て住宅		5,200 (19,100) (27,000) (37,100)	3,200 (10,100) (14,100) (19,200)	1,600 (5,000) (7,000) (9,600)
共同住宅等	1 戸	5,200 (19,100) (27,000) (37,100)	3,200 (10,100) (14,100) (19,200)	1,600 (5,000) (7,000) (9,600)
	2～ 5 戸	10,300 (35,900) (53,900) (74,900)	6,200 (19,000) (27,900) (38,500)	3,100 (9,500) (13,900) (19,200)
	6～ 10 戸	17,500 (51,900) (75,800) (105,400)	10,500 (27,700) (39,600) (54,500)	5,200 (13,800) (19,800) (27,200)
	11～ 25 戸	29,100 (74,600) (108,300) (148,300)	17,500 (40,200) (57,000) (77,100)	8,700 (20,100) (28,500) (38,500)
	26～ 50 戸	48,800 (112,600) (157,900) (213,000)	29,300 (61,300) (83,800) (111,400)	14,600 (30,600) (41,900) (55,700)
	51～100 戸	87,300 (170,300) (230,700) (305,200)	52,400 (93,900) (123,900) (161,300)	26,200 (46,900) (61,900) (80,600)
	101～200 戸	138,100 (242,600) (318,500) (413,500)	82,900 (135,200) (172,700) (220,600)	41,400 (67,600) (86,300) (110,300)
	201～300 戸	174,400 (313,400) (415,400) (542,100)	104,700 (174,200) (224,700) (288,500)	52,300 (87,100) (112,300) (144,200)
	301 戸～	186,100 (356,500) (481,900) (636,500)	111,700 (197,000) (259,100) (336,900)	55,800 (98,500) (129,500) (168,400)

表2 住宅の用途に供する共用の部分

単位：円

面 積 区 分	認 定	変更認定	軽微変更証明
	上段：計画適合性確認機関の審査を経る場合等 下段：その他の場合		
～ 300 ㎡以内	10,300 (118,500)	6,200 (60,300)	3,100 (30,100)
300 ㎡超～ 1,000 ㎡以内	17,900 (149,700)	10,700 (76,600)	5,300 (38,300)
1,000 ㎡超～ 2,000 ㎡以内	29,100 (195,500)	17,500 (100,700)	8,700 (50,300)
2,000 ㎡超～ 5,000 ㎡以内	87,300 (304,500)	52,400 (161,000)	26,200 (80,500)
5,000 ㎡超～10,000 ㎡以内	138,100 (390,900)	82,900 (209,300)	41,400 (104,600)
10,000 ㎡超～25,000 ㎡以内	174,400 (467,200)	104,700 (251,100)	52,300 (125,500)
25,000 ㎡超～	218,000 (544,200)	130,800 (293,900)	65,400 (146,900)

表3 非住宅建築物

単位：円

面 積 区 分	認定申請手数料			
	計画適合性確認機関の審査を経る場合	建築物の用途が、建築物省エネ法基準省令第10条に規定する工場等である場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合
～ 300 ㎡	10,300	47,500	95,000	248,400
300 ㎡超～ 1,000 ㎡	17,900	60,500	121,000	311,200
1,000 ㎡超～ 2,000 ㎡	29,100	79,600	159,300	401,800
2,000 ㎡超～ 5,000 ㎡	87,300	128,900	257,900	573,400
5,000 ㎡超～10,000 ㎡	138,100	168,400	336,800	706,300
10,000 ㎡超～25,000 ㎡	174,400	202,300	404,700	834,900
25,000 ㎡超～	218,000	237,400	474,800	952,400

面 積 区 分	変更認定手数料			
	計画適合性確認機関の審査を経る場合	建築物の用途が、建築物省エネ法基準省令第10条に規定する工場等である場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合
～ 300 m ²	6,200	24,300	48,600	125,200
300 m ² 超～ 1,000 m ²	10,700	31,100	62,300	157,400
1,000 m ² 超～ 2,000 m ²	17,500	41,300	82,600	203,800
2,000 m ² 超～ 5,000 m ²	52,400	68,800	137,700	295,500
5,000 m ² 超～10,000 m ²	82,900	91,100	182,300	367,100
10,000 m ² 超～25,000 m ²	104,700	109,900	219,900	435,000
25,000 m ² 超～	130,800	129,600	259,300	498,200

面 積 区 分	軽微変更該当証明手数料			
	計画適合性確認機関の審査を経る場合	建築物の用途が、建築物省エネ法基準省令第10条に規定する工場等である場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合
～ 300 m ²	3,100	12,100	24,300	62,600
300 m ² 超～ 1,000 m ²	5,300	15,500	31,100	78,700
1,000 m ² 超～ 2,000 m ²	8,700	20,600	41,300	101,900
2,000 m ² 超～ 5,000 m ²	26,200	34,400	68,800	147,700
5,000 m ² 超～10,000 m ²	41,400	45,500	91,100	183,500
10,000 m ² 超～25,000 m ²	52,300	54,900	109,900	217,500
25,000 m ² 超～	65,400	64,800	129,600	249,100